

## 営繕工事現場への快適トイレの導入について（概要）

平成30年3月決定  
令和2年9月改正

項目	内容
1 目的	建設現場を男女ともに働きやすい職場環境へと改善する取り組みを推進するため、営繕工事の現場内に内に設ける仮設トイレを「快適トイレ」とする。
2 快適トイレとは	「快適トイレ」とは、男女ともに快適に使用できる仮設トイレの総称であり、具体的な仕様は、国土交通省が決定した標準仕様を準用する。 (参考)「快適トイレ」の事例集(国土交通省HP) <a href="http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000364.html">http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000364.html</a>
3 対象工事	・ 予定価格 A 等級対象工事のうち、入札公告文および特記仕様書に「快適トイレ設置工事」であることが明記された工事
4 導入方法	・ 現場内(分離・分割発注した複数工事がある場合、工事単位ではなく現場単位とする。)に男女別で各1基ずつ設置することを原則とする。
5 経費	※令和2年10月29日公告工事から費用計上方法を下記のとおりとする。 ・ 快適トイレの設置費用は、当初設計において、共通仮設費(率分)に従来品相当額(10,000円/基・月)を含むほか、共通仮設費(積上分)に単価51,000円/基・月(=基準額)、数量1基×月数分(概数)を計上する。 ・ 設置しようとする快適トイレの費用から従来品相当額(10,000円/基・月)を差し引いた設置費用(=実費用)が基準額未満の場合は、その額で設計変更を行う。 ・ 地域事情など特別な理由があり、実費用が基準額を超える場合は、受発注者協議のうえ、その理由が妥当と判断できる場合に限り、基準額に協議した金額を加算して設計変更を行う。 ・ 上記以外の場合又は快適トイレを設置できない場合は、概数確定のみの設計変更を行う。 ・ 運搬費、据付費等は共通仮設費(率分)に含むため設計変更の対象外とする。

## 6 標準仕様

## (1) 快適トイレに求める標準仕様

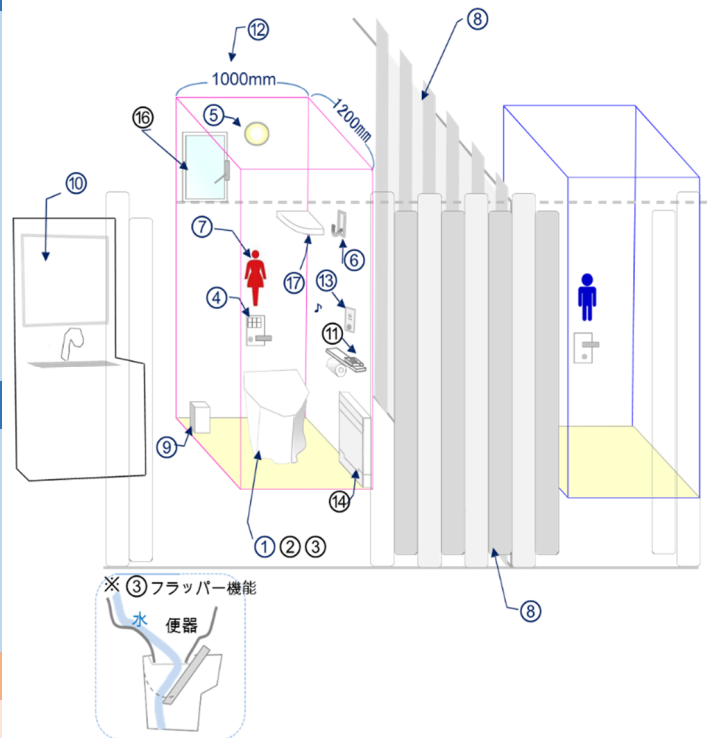
- ① 洋式便座
- ② 水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付き含む)
- ③ 臭い逆流防止機能(フラッパー機能)  
(必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をすること)
- ④ 容易に開かない施錠機能(二重ロック等)  
(二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの)
- ⑤ 照明設備(電源がなくても良いもの)
- ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重5kg以上)

## (2) 快適トイレとして活用するために備える付属品

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
- ⑨ サニタリーボックス(女性専用トイレに限る)
- ⑩ 鏡付きの洗面台
- ⑪ 便座除菌シート等の衛生用品

## (3) 推奨する仕様、付属品

- ⑫ 室内寸法900×900mm以上(半畳程度以上)
- ⑬ 擬音装置
- ⑭ 着替え台
- ⑮ フラッパー機能の多重化
- ⑯ 窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場等(トイレットペーパー予備置場)



※上記(1)及び(2)は必ず満たさなければならないが、(3)は必須ではない。